

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 114)

通格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※経費/収入-種類別		※整理番号	
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名	〒 納税地	電話() -
	単連 体結 法親 人法 人	(フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所
	事業種目	業	
	(フリガナ) 法人名	〒 本店又は主たる事務所の所在地	(局 器) 電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 業	整理番号 部門 決算期 整理番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
※税務署処理欄			
適格分社型分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得又は改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得又は改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、 租税特別措置法〔第67条の4第17項又は第18項 第68条の102第18項又は第19項〕及び、 租税特別措置法施行令〔第39条の27第15項 第39条の124第15項〕により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。 記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法人名 納税地 代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年 月 日	
転廃業助成金		金額 円	
取得(予定)改良(予定)固定資産		種類 取得(予定)日又は改良(予定)日	年 月 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円	
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税理士署名押印		印	
※税務署処理欄		部門	決算期 業種番号 整理簿 備考

15.00改正

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 108)

通格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 法人名	〒 納税地
		(フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所
		事業種目	業
適格分社型分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得又は改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得又は改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、租税特別措置法第67条の4第17項又は第18項及び租税特別措置法施行令第39条の27第14項により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。 記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法人名 納税地 代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年 月 日	
転廃業助成金		金額 円	
取得(予定)改良(予定)固定資産		種類 取得(予定)日又は改良(予定)日	年 月 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円	
添付明細(別表等)			
その他参考となるべき事項			
提出書類(証明書等)			
税理士署名押印		印	
※税務署処理欄		部門	決算期 業種番号 整理簿 備考

14.07

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 114)</p> <p>適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)<u>・第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)</u>により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第67条の4第5項・<u>第68条の102第6項</u>の規定により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「<u>提出法人</u>」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「<u>法人名</u>」、「<u>納税地</u>」、「<u>代表者氏名</u>」、「<u>代表者住所</u>」及び「<u>事業種目</u>」を記載してください。</p> <p>(2) 「<u>連結子法人</u>」欄には、当該子法人の「<u>法人名</u>」、「<u>本店又は主たる事務所の所在地</u>」、「<u>代表者氏名</u>」、「<u>代表者住所</u>」及び「<u>事業種目</u>」を記載してください。</p> <p>(3) 「<u>適格分社型分割等に係る分割承継法人等</u>」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・<u>第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項</u>に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「<u>適格分社型分割等の日</u>」は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・<u>第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項</u>に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「<u>転廃業助成金</u>」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・<u>第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項</u>に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(6) 「<u>取得(予定)又は改良(予定)固定資産</u>」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。</p> <p>(7) 「<u>減額した金額又は期中特別勘定の金額</u>」欄は、措置法第67条の4第3項(同条第10項において準用する場合を含みます。)<u>・第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)</u>の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の4第5項・<u>第68条の102第6項</u>の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。</p> <p>(8) 「<u>添付明細(別表等)</u>」欄は、別表十三(十一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「<u>提出書類</u>」欄は、措置法施行令第39条の27第15項・<u>第39条の124第15項</u>に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「<u>税理士署名押印</u>」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 108)</p> <p>適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)<u>・第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)</u>により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は同条第5項の規定により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「<u>適格分社型分割等に係る分割承継法人等</u>」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「<u>適格分社型分割等の日</u>」は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(3) 「<u>転廃業助成金</u>」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(4) 「<u>取得(予定)又は改良(予定)固定資産</u>」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。</p> <p>(5) 「<u>減額した金額又は期中特別勘定の金額</u>」欄は、措置法第67条の4第3項(同条第10項において準用する場合を含みます。)<u>・第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)</u>の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の4第5項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。</p> <p>(6) 「<u>添付明細(別表等)</u>」欄は、別表十三(十一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(7) 「<u>提出書類</u>」欄は、措置法施行令第39条の27第14項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「<u>税理士署名押印</u>」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>